平成２８年（フ）第３３０号
新潟市中央区天神尾１丁目28番16号　ブランシュール202号
債務者　花岡　誠一
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３７号
新潟市東区新石山１丁目15番地１　おりーぶ538号
債務者　前田　美保
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４１号
新潟市秋葉区小須戸3698番地
債務者　岡　　典子（旧姓笹川）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８９号
山梨県甲府市相生３丁目２番４号
債務者　雨宮　正彦
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
山梨県笛吹市春日居町小松1166番地２　金井住宅２棟
債務者　青木　秀一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
山梨県笛吹市春日居町小松1166番地２　金井住宅２棟
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
山梨県甲府市川田町816番地　サンハイツ川田215号
債務者　五味わか子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
山梨県甲府市富竹２丁目４番20号　ホワイトパレス甲府104、前住所山梨県甲府市上今井町2520番地１　ブリーゼ・ヴィラＡ102
債務者　山岡　　淳（旧姓鷹野）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３００号
山梨県笛吹市御坂町成田1000番地　ハイツ1000―102
債務者　望月　美伸
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
山梨県山梨市市川1393番地
債務者　古屋　映子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
山梨県南都留郡西桂町小沼2695番地10
債務者　堀内美喜子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
長野県松本市宮田11番２―405号　サーパス松南参番館
債務者　木野　良菜
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１９８号
長野県安曇野市三郷明盛777番地３　小山貸家　北棟
債務者　水口　修一
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１サンパティック的形1305号
債務者　亀岡　　正
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７４号
奈良県生駒郡斑鳩町阿波２丁目11番35号（101）
債務者　吉田　丈晴
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
奈良地方裁判所